

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関として、次に掲げる介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高陽タカズミ薬局	広島市安佐北区口田南8-14-14	平成13年12月1日
短期入所生活介護 広島八景園	広島市南区仁保一丁目1番20号	平成23年10月1日
マロン薬局	広島市西区三篠町三丁目 21-14 高品ビル1F	平成18年4月1日
コスモス八丁堀薬局	広島市中区鉄砲町10-18	平成14年5月1日
グループホーム畠賀時計台	広島市安芸区畠賀二丁目23-33	平成26年4月1日
よつば居宅介護支援事業所	広島市中区西十日市町1-19	平成12年1月18日
介護老人保健施設 平和の里	広島市中区加古町6-1	平成12年4月1日
イオン薬局 広島段原店	広島市南区段原南一丁目3番52号 2階	平成24年1月4日
コスモス薬局 胡町店	広島市中区胡町4-28 胡町ビルディング1F	平成21年4月1日